

清掃・衛生・設備・保全・保安の管理総合誌

月刊ビルメンテナンス

8

2017 Vol.52

2017年8月1日発行
毎月1回1日発行 通巻576号
Vol.52 NO.8 1972年2月28日
第3種郵便物認可



特集：防災の日に向けて



特集：防災の日に向けて

グラビア

「稲佐山公園」

カメラ／あらたまさのぶ (スタジオ ケラサ)

特集 防災の日に向けて

P14

1. 災害時の対応、その時どうする？
災害復興は、清掃・感染症予防から始まった
／NARIWA総研 (株) 代表取締役、
多摩美術大学環境デザイン学科講師 さとう賢一

P18

2. 防災に備えて
①～災害に備えて～
／(一社)大阪ビルメンテナンス協会 経営委員会
BCP担当講師 三橋源一

②徳島県と締結した「大規模災害時における
支援活動に関する協定」について
／(一社)徳島ビルメンテナンス協会 会長菊池健次

③災害復興・復旧への
ビルメンテナンスの支援のあり方を考える
～全国ネットに支えられた災害協定への提言～
／(公社)全国ビルメンテナンス協会

P26

3. 災害に備えて
①100周年を迎えた
出版社・主婦の友社が開発した女性向けの
パーソナルな防災グッズ「そなえ48」
／(株)主婦の友社

②ビルディングの新たな付加価値とは？
動き始めたビルディングの危機管理対応と
入居テナント向け事業継続支援
／インフォコム (株) 新橋寿夫

③災害に備えた連絡網の必要性
～第2、第3の通信手段確保を求められている～
／(株)テレコム

P43

参加レポート
プロがあつまるとおそうじ用品展2017 Osaka
／編集部

NEWS

経 営 | 夜間の仮眠時間を労働時間と判断：千葉地方裁判所
| 太陽光発電メンテなど推進：省エネ庁
| 「民泊」無駄ネイ業を管理組合が提訴：東京地裁
| マンション標準管理規約で改正案：国土交通省

P40

ビルメン万華鏡
ボード <BM関連催し物案内>
カレンダー <BM関連催し物暦>

P50

建築物管理訓練センター通信 受講案内
・1級・3級ビルクリーニング技能検定受検準備講習受講案内

P47

連載150 **金融ジャーナリストの**
パソコンノートブック
人口の超高齢化 柴田 環子

P52

連載111 **Why? Wow!**
“数と言葉”の不思議な出会い旅 北川 恵司

P59

連載73 **ビルと俳句**
転職と与謝蕪村新人賞 酒井 佐忠

42

スカイナビ<海外雑誌情報>

54

BMマーケット<製品案内・メーカー情報>

56

資格でGO! <試験講習案内>

58

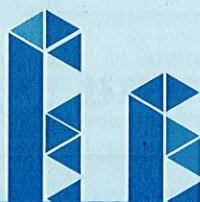
全国協会通信Vol.6

60

本誌購読申込書&資料請求カード
まんが <ビルメン君>芝岡 友衛

61

取材メモ



徳島県と締結した 「大規模災害時における 支援活動に関する協定」 について

一般社団法人 徳島ビルメンテナンス協会
会長 菊池 健次



1. 協定締結の背景と経緯・ 出発点としての県の取組み

徳島県では、知事の強力なリーダーシップの下、「活断層地震」や切迫する「南海トラフ巨大地震」に的確に対応するため、種々の事業を総合的に強力に推進しています。平成24年12月21日には、それまでの施策の成果の上に立って、「震災に強い社会づくり条例」を制定し、この条例に基づき、平成25年8月に都道府県では初となる「特定活断層・調査区域」を指定し、翌平成26年3月には「津波災害・警戒区域」いわゆるイエローゾーンを全国に先駆けて指定するなど、県を挙げた防災・減災対策の充実に取り組んでいます。

また、徳島県は、「緊急輸送対策」「物資の供給」「住宅の確保」などの分野で、民間の知見・技術や組織力などを活用し、多くの場面にも対応することができるよう、これまで数多くの団体や企業と「大規模災害時の支援協定」を締結し、発災時の「災害応急」に備えています。特に避難所運営については、「徳島県地域防災計画」において、「スフィア・スタンダード（人道支援における国際基準）の理念で行われるよう努める」こと、また「外部支援者の協力が得られるように努める」ことが定められています。このような流れの中であって、県としても、当協会と徳島ビルメンテナンス協同組合（以下「組合」といいます。）との協定の締結を具体的に現実の課題として検討されていました。

一方、当協会としても、「地域の一員として、地域と

ともに歩む」との認識の下に、当組織にふさわしい形で「地域連携活動」行うこととしており、県をあげて推進している巨大地震対策に関連して、何かお役に立てることはないだろうか、との問題意識をもっていました。そこで、日頃より作業従事者研修等で講師を担任していただくなどご支援いただいている「危機管理部安全衛生課」の皆様にご相談したところ、同課としても避難所等に対する支援を求めている時期と一致し、本当にタイムリーということで、直ちに締結に向けての協議に入りました。そして、次の2で触れるような検討過程を経て、平成27年6月30日に、徳島県と「大規模災害時における支援活動に関する協定」を締結し、大規模災害時において、衛生的で安全な避難所環境の維持により、長期間の避難所生活で起こりうる、感染症防止等に積極的に寄与していくことと致しました。

2. 締結に当たって課題となった事項

締結（協定書の策定）に当たって課題となった事項は、それほど多くはありませんでした。その理由としては、上記1でご説明しましたように、県は他の組織や業界団体と相当数の協定を既に締結しており、協定内容の基本部分は定型化されていたからです。当協会との協定に当たり、課題となった事柄は、主に次の様なものです。

ア. 当協会のみでは対応しきれない場合の近隣の県協会

からの支援について

- イ. 費用の負担特に、上記アの支援を受けた場合の県・要請市町村からの支弁について
- ウ. 協会と組合の役割分担について

以下、順次、ご説明いたします。

アについて

この協定の適用対象となるような災害が発生した場合、協会員、作業従事者やその家族、建物管理業務受託施設等も、相当の被害を受けていることが予想され、県からの要請に対して対応できる余力がどの程度あるか、率直に言って自信が持てない事態が生ずることもあり得るのでないか。そうすると、県からの要請に対してできるだけお応えするためには、可能であれば近隣協会と相互支援協定を事前に結んでおく必要があるのではないか、との課題が生じてきました。

この件について、県と協議したところ、徳島県と鳥取県は、種々の行政分野でも相互に緊密な連携を組んでいることから、まず、鳥取県協会と協議してみてもどうか、とのご案内が県担当課（危機管理部安全衛生課）の方からありました。当協会としても、同協会とは日頃より緊密な関係にあることから、協議に入り、平成27年7月15日、協定書の交換のはこびとなりました。残るのは地元四国の3県の協会との相互支援協定ですが、数ヶ月の意見交換を重ね、平成27年11月26日に締結の運びとなりました。これらの協定の趣旨目的は、協定第1条において、「被災県のビルメンテナンス協会単独では被災県・市町村からの応援要請に十分に答えられない場合に、被災県が他の県に応援を要請する広域応援を迅速かつ円滑に遂行するための必要な事項を定める」と簡潔に規定しています。

イについて

上記協定により、当協会からの要請に基づく他県協会からの支援があったとき、その要した経費について、すべて皆様のボランティア精神にゆだねることは適切とは思われないので、そのうち、少なくとも、高速料金など旅費交通費については、県に負担いただけないだろう

か、との申し入れをし、一定のご理解を得ることができました。また、当協会が実施する事業に要する費用の内、人件費などについては当方の負担は当然ですが、応急的措置に要する実費（薬剤費、材料費）については、県に負担いただくこととなりました。

ウについて

この協定の特徴の一つに、協会と組合が連名で協定の当事者となっていることがあります。これは、組合員はすべて協会員であり、組合も地域連携事業を積極的に行うこととしていることなどから、通例、組合と協会は連携して（一体となって）この種の事業を実施していることによるものです。このため、組合と協会の役割・担任分野がどうなっているのか、と掘り下げて考えてみる機会もそれほどありませんでした。ただ、徳島県と連名で協定を結ぶ以上、役割の整理をしておくのが望ましいということになり、少しばかり勉強してみました。その結果、機能面や実態から見て、企画調整連絡広報・他県協会への応援要請等は協会が、運営基盤面は組合中心で、これら以外は共同一体を基本に、ということで大筋の整理をしました。（少し先走りますが、次の3を例にとると、アは組合、イは協会の役割ということになります。）

3. 協定を実施するための準備について

県と協定を結び、近隣協会とも相互支援協定を結んだあとは、協定を実施するために必要と考えられる事柄の具体的な検討、整備に入らなくてはなりません。これについては、次の2面から作業を進めました。いずれも、主に「災害支援対策委員会」（長池良文委員長）のもとで、作業を進めてきました。

- ア. 施設の整備、機材などの備蓄
- イ. 協定実施規程の策定等

以下、順次、ご説明いたします。

アについて

いつ発生するかわからない災害について、県や近隣協

会からの求めに応じ速やかに応急的支援を行うためには、機材などの整備・備蓄が必要です。これらを保管管理するための施設も必要です。このため、「物置」の購入設置、会館建物に「倉庫」を付設増築いたしました。また、購入した機材などについては、「発電機」、「高圧洗浄機」、「非常食」、「保存飲料水」などがあります。今後、県とも連絡調整を図りながら、計画的に、薬剤や他の機材の備蓄を行っていくことにしています。

イについて

事業を円滑に効果的に進めるためには、「人、もの、金」が目標に向け、上手く有機的に動いていることが必要です。上記アは、このうち、主に「もの」に関するものでした。ただ、「もの」にせよ「金」にせよ、これらを効果的に活用するのは、「人」。しかも、住民の皆さんにとっても一生に一度か二度経験することがあるかないかのレベルの大災害の渦中であって、避難した住民の皆様の生活の場となっている避難所で、専門家グループとしての仕事を行っていくことが求められています。このためには、実施マニュアル（実施規程）の策定、これに基づく体制整備や訓練・研修が必要と思います。現在、マニュアルについては、全国ビルメンテナンス協会と連携し、資料などの提供を受けながら、災害支援対策委員会において、最終の詰めを行っていくことにしています。

4. 波及効果について

最後に、この「災害支援協定」の締結が及ぼした当協会事業への波及効果について、触れておきたいと思います。一口に言って、深く広いものでした。少し長くなりますが、具体的にご説明します。

当協会は、「地域の中であって、地域の一員として、地域とともに」と「パートナー」を合い言葉にして、自らにふさわしい事業活動、地域連携活動を行うこととしています。そして、その姿の今を多くの皆様にご覧いただくことを目的にして、HPのリニューアルを致しました。このHP中の「地域連携」の項をご覧くださいますと、種々の活動を掲載していますが、その中心は、「障がい者就労支援」関係です。これらの活動は、数年前から県

教育委員会、知事部局、総合教育センター、特別支援学校の皆さんと相互に良き「パートナー」という認識の下で、連携をとりながら実施しています。この事業を、更に計画的に、確実に実施することができるよう、災害協定締結の1年後に当たる昨年度の6月末「徳島県立特別支援学校の生徒等の就労支援活動に関する協定書」を締結しました。県・県教育委員会・協会・組合を当事者とし、特別支援学校の生徒さんなどの就労支援を対象にした総合的協定で、おそらく、全国でもあまり例がないと思います。この協定の締結に至る過程で、常に念頭においていたのが「災害支援協定」でした。当協会としては、地域連携を推進するための、二本目の協定と認識しています。災害協定に続くものとして、就労支援協定をとらえ、関係機関の皆様と半年に及ぶ協議を経て、締結したものです。地域連携活動という基本線から見ると、災害協定は、この就労支援協定の生みの親ともいえるものです。このような意味においても、災害支援協定は有意義であったと考えています。

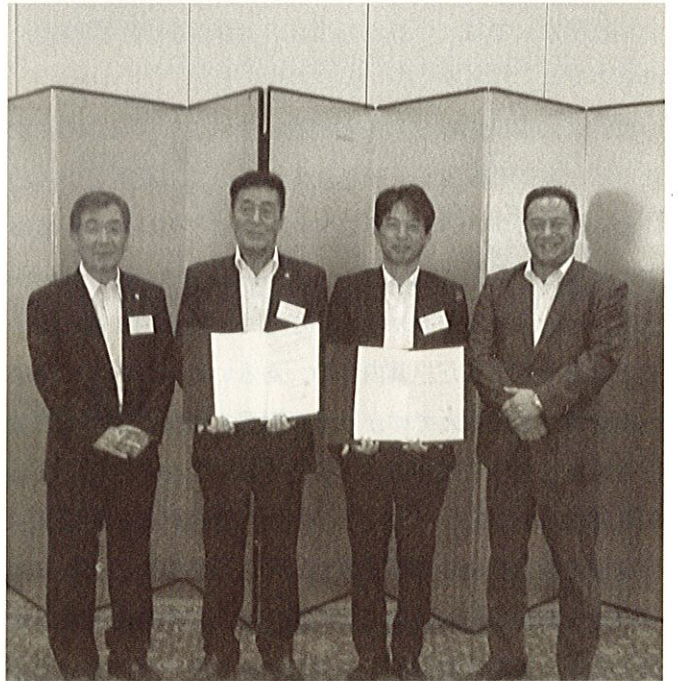
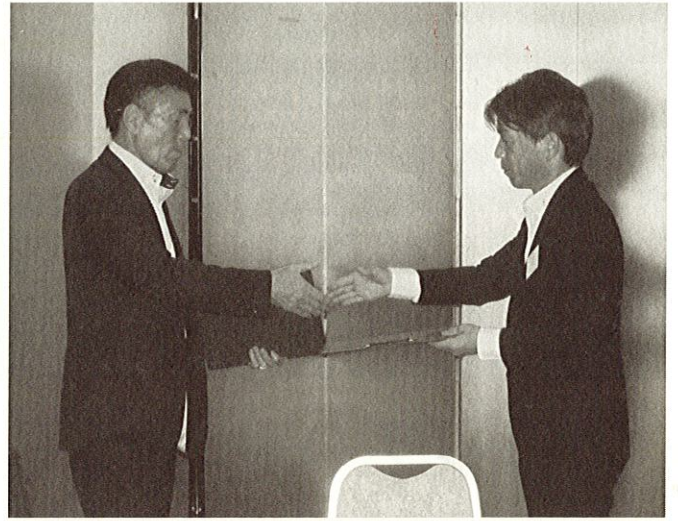
(いずれの協定も、当協会のHPの資料編に掲載していますので、お手すきの際にでもご覧いただければ幸いです。)

5. 終わりに

大規模災害時における住民の皆さんの避難所等において、清掃・消毒等の環境衛生の応急的措置を講じ、その状況の下で可能な範囲の「建物の衛生的、健康かつ快適な生活環境条件の確保」に努めるという仕事は、ビルメンテナンスを業とする専門家集団に求められてところで。特に、当協会は「地域とともにある」ことを活動の原点としているので、このような事実を重く受け止め、行政や地域の皆様にご評価いただけるよう、組織をあげて取り組むこととしています。このため、当面、上記3に掲げた準備事務を地道に進めていくこととしています。ただ、当協会は、率直に言って、会員は20名の弱小団体で、この業務についての知識経験も乏しいのが実情です。(公社)全国ビルメンテナンス協会始め多くの関係者の皆様の連携、ご支援、ご指導の程、よろしく願います。



徳島県との「大規模災害時における…協定締結式」
(平成27年6月30日)



四国各県協会との「大規模災害時における…協定締結式」
(平成27年11月26日)

鳥取県協会との「大規模災害時における…協定締結式」
(平成27年7月15日)



徳島県・徳島県教育委員会との「特別支援学校の生徒等の就労支援活動に関する協定締結式」(平成28年6月29日)



左より、中村太一組合代表理事、飯泉嘉門知事、菊池会長、美馬持仁教育長